相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市斗ノ内一三〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

事務所兵庫県洲本市海岸通二丁目八番二号

野口泰嗣司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　野口　泰嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市餅飯殿町一番地、最後の住所奈良県奈良市鶴舞東町一番五六―一〇四号

被相続人　亡　島田　益江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

奈良県奈良市高天町四八番地五　恵和ビル四階

相続財産管理人　井上　直治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市南沖洲二丁目二八番地一、最後の住所徳島県徳島市南沖洲二丁目六番一九号

被相続人　亡　庄野　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

徳島県徳島市南前川町四丁目三番地、事務所徳島県徳島市東大工町一丁目一九番地

相続財産管理人　小笠原哲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町字西大谷九一番地、最後の住所徳島県徳島市南昭和町二丁目五一番地の二

被相続人　亡　祖父江喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

徳島市中洲町三丁目一九番地一　里見ビル一〇一号

相続財産管理人　弁護士　瀧　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糸島市荻浦四七六番地一二、最後の住所福岡市西区周船寺三丁目一六番一―二一一号

被相続人　亡　松本　義之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

福岡市中央区白金一丁目一七番八号　FS21ビル一階

相続財産管理人　弁護士　本岡　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋一五四二番地、最後の住所三重県伊勢市二見町松下一三四九番地一三六

被相続人　亡　宮崎ふじ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

熊本県宇城市三角町三角浦七六二番地一

相続財産管理人　司法書士　中島　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上天草市松島町合津四五八二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田﨑己希生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

熊本県天草市諏訪町六番一一号

相続財産管理人　司法書士　渡邉　弘樹

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

東京都千代田区大手町二丁目六番二号

東京証券代行株式会社

確定給付企業年金清算人　兼子　貞義

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年5月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社アイ・エル・ピー　②千葉県知事(5)11847　③代表取締役　井上喜久男　④千葉県市川市真間一丁目14番21号　有限会社アイ・エル・ピー　代表取締役　井上喜久男

①有限会社シー・エヌ・インベストメンツ　②東京都知事(2)86056　③代表取締役　津久間秀也　④東京都港区六本木七丁目15番７号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木七丁目15番７号　有限会社シー・エヌ・インベストメンツ　代表取締役　津久間秀也

①エイムクリエイト株式会社　②東京都知事(2)85296　③代表取締役　井上伸一　④東京都渋谷区渋谷１丁目24番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区渋谷１丁目24番14号　エイムクリエイト株式会社　代表取締役　井上伸一

①株式会社青山古美術店　②東京都知事(1)87916　③代表取締役　青山貴子　④東京都千代田区紀尾井町４番１号ホテル・ニューオータニ内　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区紀尾井町４番１号ホテル・ニューオータニ内　株式会社青山古美術店　代表取締役　青山貴子

①丸木不動産　②愛知県知事(2)4515　③木全二六丸　④名古屋市北区西志賀町１丁目４番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市北区西志賀町１丁目４番地　丸木不動産　木全二六丸

①アテストライフサービス株式会社　②大阪府知事(1)05875　③代表取締役　奥野雅明　④大阪府藤井寺市野中２丁目１番27号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府藤井寺市野中２丁目１番27号　アテストライフサービス株式会社　代表取締役　奥野雅明

債権申出の公告（第三回）

当信用組合は、平成二十五年二月二十八日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当信用組合に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第１回掲載（平成二十五年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

福島県相馬市中村字大町六九番地

相双信用組合

清算人　只野　達広